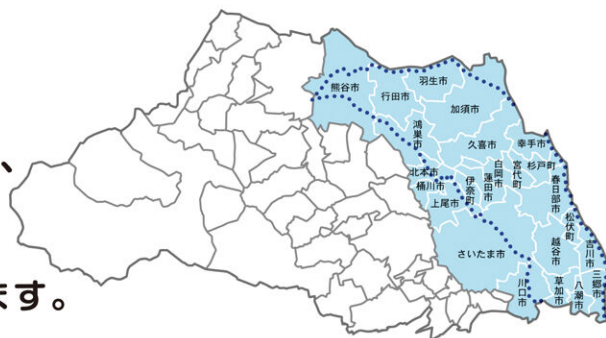


特定都市河川流域で雨水浸透阻害行為を行う際には、 **流出抑制**のための**許可**が必要です。

特定都市河川浸水被害対策法第30条に基づき、
中川・綾瀬川流域で行う
1000 m³以上の雨水浸透阻害行為に対して、

知事等*の許可が必要になり、
雨水貯留浸透施設の設置が義務付けられます。



中川・綾瀬川流域を
含む市町(24市町)

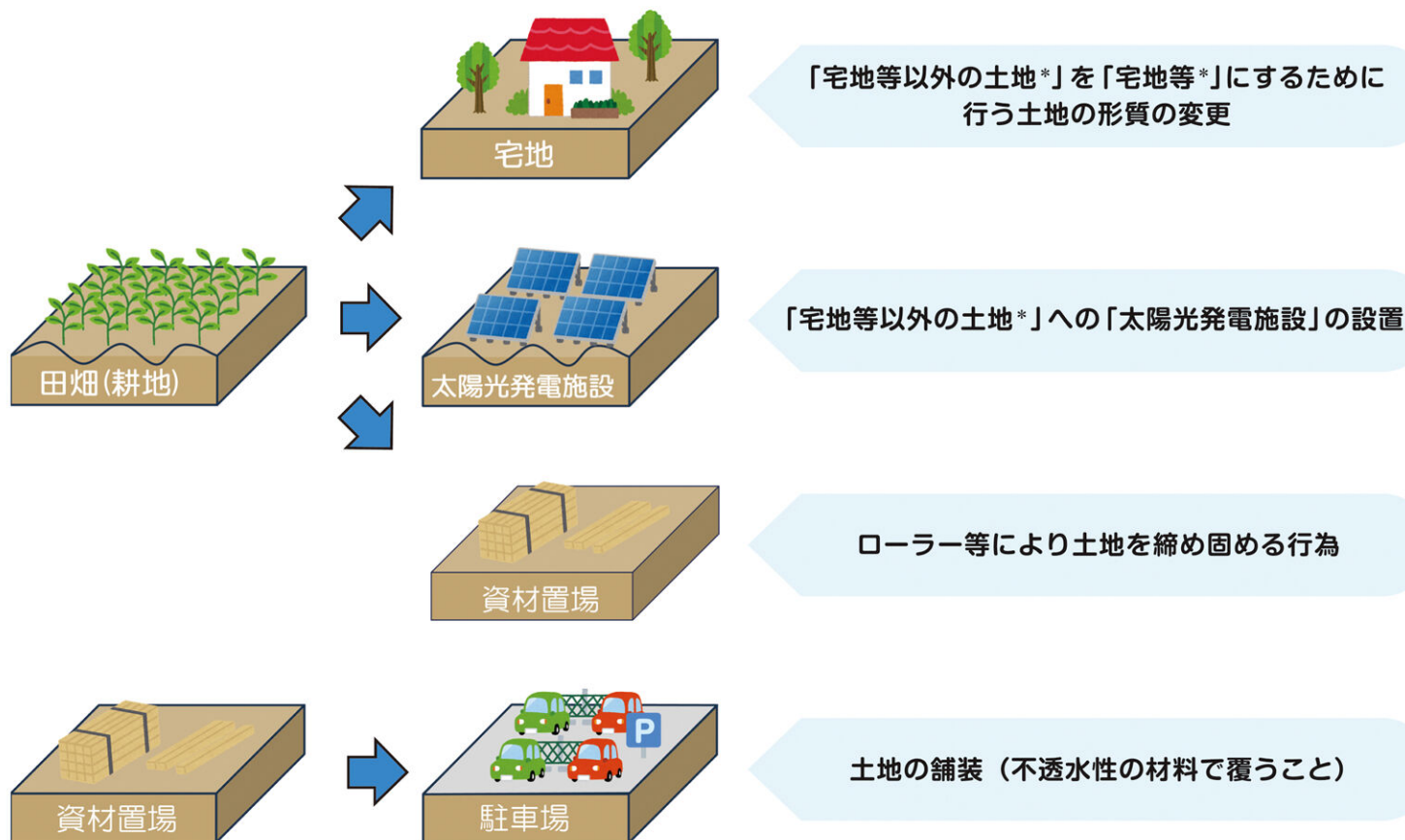
*等とは、政令指定都市・中核市の長、権限移譲市町長をいう。
申請先は行為を行う地域によって異なります。
詳細は県HPを参照。



アクセス用QR



▶ 雨水浸透阻害行為(土地の締固め等により雨水が地面にしみ込みにくくなる行為)の例



*「宅地等」に含まれる土地：宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場
「宅地等」以外の土地：山地、林地、耕地、原野等(注：太陽光発電施設は宅地に該当)

※各市町の条例・要綱に関する基準及び窓口は裏面をご確認ください。

お問い合わせ先

埼玉県 河川砂防課 計画調査・流域治水担当
電話：048-830-5164 E-mail：a5120-15@pref.saitama.lg.jp



